

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第 2 節 申告納税方式による関税の確定	第 2 節 申告納税方式による関税の確定
(特例申告を除く納税申告の方法)	(特例申告を除く納税申告の方法)
7-4 納税申告(特例申告(法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ)を除く。)は、令第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した「輸入(納税)申告書」(C-5020)又は「輸入(納税)申告書」(C-5025-1 及び C-5025-2) 3 通(原本、許可書用、統計用)(「財務省の計算証明に関する指定について」(平成 4 年 10 月会計検査院長訓令 4 檢第 412 号)第 3 章第 4 の(8)《関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定》の規定に該当する場合及び石油石炭税法(昭和 53 年法律第 25 号)第 15 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告の際には、それぞれ 1 通を加える。)を税関に提出することにより行うが、その申告が法第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出する。	7-4 納税申告(特例申告(法第 7 条の 2 第 2 項《申告の特例》に規定する特例申告をいう。以下同じ)を除く。)は、令第 4 条第 1 項《納税申告書の記載事項》に規定する事項を記載した「輸入(納税)申告書」(C-5020)又は「輸入(納税)申告書」(C-5025-1 及び C-5025-2) 3 通(原本、許可書用、統計用)(「財務省の計算証明に関する指定について」(平成 4 年 10 月会計検査院長訓令 4 檢第 412 号)第 3 章第 4 の(8)《関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定》の規定に該当する場合及び石油石炭税法(昭和 53 年法律第 25 号)第 15 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告の際には、それぞれ 1 通を加える。)を税関に提出することにより行わせるが、その申告が法第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出せらる。
また、その申告に係る貨物について令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記 7-9 の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出する。	また、その申告に係る貨物について令第 4 条第 1 項第 3 号《課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項》又は第 4 号《課税価格の計算に關係がある取引上の特殊な条件等》に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記 7-8 の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出せらる。
(注) 関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定 イ 関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては 200 万円)以上のもの ロ 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの	(注) 関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定 イ 関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては 200 万円)以上のもの ロ 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの
(評価申告の種類) 7-8 個別申告とは、個々の納税申告において令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を記載した評価申告書を提出することにより行われる申告をいい、個別申告書とは個別申告のために提出する評価申告書をいう。 また、包括申告とは、令第 4 条第 3 項(令第 4 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ包括申告書を提出して行われ	(評価申告書の使用区分) 7-8 令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 9 号若しくは第 10 号に掲げる事項に関する申告を要する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用する。 (1) 定率法第 4 条第 1 項《課税価格の決定の原則》の規定により課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書 I」(C-5300)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る申告をいう。</p> <p>(評価申告書の提出の方法等)</p> <p>7-9 包括申告書又は個別申告書の提出の方法等は、次による。</p> <p>(1) 貨物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が包括申告書又は個別申告書を提出する場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用する。</p> <p>イ 定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書I」（C-5300）（以下「評価申告書I」という。）を使用する。</p> <p>ロ 定率法第4条の2から第4条の6までの規定のいずれかにより、課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書II」（C-5310）（以下「評価申告書II」という。）を使用する。</p> <p>ハ 上記イの評価申告書Iにより課税価格を計算することとなっている貨物について、定率法第4条の5又は第4条の6の規定を適用するときは、評価申告書I及びIIの双方を使用する。</p> <p>(2) 包括申告書又は個別申告書の提出の時期、提出先及び提出部数は、次による。</p> <p>なお、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置かれる貨物（全量積戻しされることができる貨物を除く。）については、なるべくその蔵入れ、移入れ若しくは総保入れの承認の申請の時又はそれ以前に評価申告書を提出させるよう指導する。</p>	<p>（以下「評価申告書I」という。）を使用する。</p> <p>(2) 定率法第4条の2から第4条の6までの規定のいずれかにより、課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書II」（C-5310）（以下「評価申告書II」という。）を使用する。</p> <p>(3) 上記(1)の評価申告書Iにより課税価格を計算することとなっている貨物について、定率法第4条の5又は第4条の6の規定を適用するときは、評価申告書I及びIIの双方を使用する。</p> <p>(評価申告書の提出の方法等)</p> <p>7-9 評価申告書I及びII（以下「評価申告書」という。）は、令第4条第3項（令第4条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項及び後記7-14（包括申告書のあて先税關を変更する場合の取扱い）において同じ。）に規定する場合にあっては、令第4条第3項に規定する方法により、あらかじめ包括的に提出させ、その他の場合にあっては、納税申告の都度個別的に提出させるものとし、それぞれの方式による場合の提出の時期、提出先及び提出部数は、次による。</p> <p>なお、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置かれる貨物（全量積戻しされることができる貨物を除く。）については、なるべくその蔵入れ、移入れ若しくは総保入れの承認の申請の時又はそれ以前に評価申告書を提出させるよう指導する。</p>

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
包括申告書	輸入（納税）申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關長（支署長、出張所長を含む。）	2部（原本及び申告者交付用。）

評価申告書の提出方法	提出の時期	提出先	提出部数
包括申告方式	輸入（納税）申告書等の提出と同時又はそれ以前	貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關長（支署長、出張所長を含む。）	2部（原本及び申告者交付用。）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
個別申告書	輸入（納税）申告書等の提出と同時に納税申告をする税関長（支署長、出張所長を含む。）	1 部	個別申告方式	輸入（納税）申告書等の提出と同時に納税申告をする税関長（支署長、出張所長を含む。）	1 部		
(3) 前記 7-4 及び上記(1)イの規定にかかわらず、法第 68 条の規定により提出される仕入書、運賃明細書等により課税価格の計算の基礎が明らかである場合のほか、次に掲げる場合においては、評価申告書の提出を要しない。 イ 納税申告に係る貨物の関税が無税（免税を含む。）又は従量税である場合 ロ 納税申告に係る貨物の仕入書ごとの課税価格の総額が 100 万円以下である場合。ただし、その貨物が、次のいずれかに該当する場合を除く。 (イ) 同一人との間に継続して行われる輸入取引に係るもの (ロ) 一契約の契約価格が 100 万円を超える輸入取引に係る貨物を分割したもの (ハ) その他課税価格の決定のために税関長が必要と認めるもの						(新設)	
(4) 上記(1)ロの規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、評価申告書 II の提出を省略して差し支えない。 イ 評価申告書 I 及び II の双方の提出を要する場合において、評価申告書 II に記載すべき課税価格の計算の基礎を評価申告書 I（添付する計算書を含む。）に記載することができるとき ロ 税関長が課税価格及び税額の調査のため、その提出がなくても支障がないと認めるとき（例えば、無償貨物であるが仕入書等の書類により課税価格の計算ができる場合）						(新設)	
(5) 次の場合には、一つの包括申告書として受理することを認めることとする。 イ 輸入貨物の税番は異なるが、輸入者、貨物を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）及び課税価格の計算方法が同一である場合 ロ 輸出を委託する者が複数存在するが、輸入者、輸出者及び課税価格の計算方法が同一である場合 ハ 定率法施行令第 1 条の 8 に規定する特殊関係にある輸出者が複数存在し、輸入者及び課税価格の計算方法が同一である場合						(新設)	
(評価申告書の添付書類)						(評価申告書の提出を要しない場合)	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
7-10 評価申告書には、課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他該基礎に係る事実関係を証明できる書類（例えば、輸入貨物に係る取引の事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等）を添付する。	7-10 次に掲げる場合においては、評価申告書の提出を要しない。 (1) 納税申告に係る貨物の関税が無税（免税を含む。）又は従量税である場合。 (2) 納税申告に係る貨物の仕入書ごとの課税価格の総額が100万円以下である場合。ただし、その貨物が、次のいずれかに該当する場合を除く。 イ 同一人との間に継続して行われる輸入取引に係るもの ロ 一契約の契約価格が100万円を超える輸入取引に係る貨物を分割したもの ハ その他課税価格の決定のために税関長が必要と認めるもの
(評価申告書の受理及び審査)	(評価申告書Iの提出を要しない場合)
7-11 評価申告書の受理及び審査は、次による。	7-11 前記7-4及び7-8の(1)の規定にかかわらず、納税申告に係る貨物について、次に掲げる場合においては、評価申告書Iの提出を要しないものとする。 (1) 評価申告書IのAの2の欄の(1)及び(2)の項目の記載内容が□印の欄に該当し、かつ、Bの欄に記載すべき調整項目がない場合
(1) 包括申告書の受理 包括申告書が提出された場合には、記載漏れがないこと、必要な書類が添付されていること等を確認して受理する。包括申告書を受理したときは、当該包括申告書の「受理」欄に受理印（C-5000）を押なつすとともに、「包括申告受理番号又は輸入申告番号」欄に、包括申告受理番号を記入する。 なお、記載漏れがある場合には、輸入者に対して記載するよう求め、必要な書類が添付されていない場合には、当該書類を提出するよう求める。	(2) 評価申告書IのAの2の欄の(1)及び(3)の項目の記載内容が□印の欄に該当し、かつ、Bの欄に記載すべき調整項目がない場合
(2) 包括申告書の審査 包括申告書を受理した場合には、提出された書類その他の関係書類等に基づき、法令の規定に照らして記載内容が適切であることを審査する。 記載内容が適切でないときは、輸入者に対して補正を求めるものとし、審査のために必要な書類が不足しているときは、相当の期間を定めて、当該書類を提出するよう通知する。 審査を終えたときは、包括申告書の「審査」の欄に審査印（C-5000、以下同じ。）を押なつし、1部に「交付用」と記入し、輸入者に交付する。	
(3) 標準処理期間 原則として、包括申告書を受理してから30日以内の極力早期に上記(2)の審査を終了するように努めるものとする。ただし、当該期間には、包括申告書の補正を求めた日から当該包括申告書が補正された日までの期間、及び審査のために必要な書類の提出を求めた日から当該書類の提出がなされた日までの期間を含まないものとする。	
(4) 個別申告書の受理及び審査	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>個別申告書が提出された場合には、上記(1)に準じて確認し、個別申告書を受理する。個別申告書を受理した後には、上記(2)に準じて審査し、審査を終えたときには、納税申告書に添付するものとする。</u></p> <p>(評価申告書を審査未了として交付する場合の取扱い)</p> <p>7-12 前記7-11の(2)に規定する包括申告書の審査において、次のような事情があり、審査を終了することができない場合には、包括申告書の「審査」の欄に審査印を押なつすことなく、「審査未了」と記載し、交付する。</p> <p>(1) 審査のために必要な書類が相当の期間内に提出されない場合で、申告が法令の規定に従ってなされているかどうか確認できないとき</p> <p>(2) 審査において、課税価格の計算に係る法令の適用等について疑義があり、輸入者による説明及び提出書類によても当該疑義が解明されないとき</p> <p>当該包括申告書を交付する場合には、適宜の様式に審査未了となった理由を記載し、添付するとともに、当該包括申告書に記載された内容で納税申告がなされた場合には、税関長の調査により税額等を更正することがある旨を輸入者に通知する。</p> <p>前記7-11の(4)に規定する個別申告書の審査を終了できない場合も、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(包括申告書の変更届)</p> <p>7-13 令第4条第5項(令第4条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 変更の届出の方法</p> <p>次の場合、輸入者は「評価(包括)申告書記載事項の一部変更届」(C-5320)2部(原本、交付用)を提出する。</p> <p>イ 当該変更が包括申告書の上部枠内の欄の記載事項に係るもの(例えば、品名の一部追加若しくは抹消又は輸入者の住所若しくは名称等の変更)である場合その他当該変更の内容が簡易のものである場合</p> <p>ロ 包括申告書に添付して提出した書類(例えば、価格表)の内容に変更が生じ、かつ、当該包括申告書の記載事項に変更のない場合(上記イの場合を除く。)</p> <p>上記イ又はロ以外の場合には、変更後の内容に基づき、「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書I」(C-5300)又は「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書II」(C-5310)2部をあて先税關へ提出するものとする。</p>	<p>(評価申告書IIの提出の省略)</p> <p>7-12 納税申告に係る貨物が前記7-8の(2)の規定により評価申告書IIの提出を要する場合においても、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その提出を省略して差し支えない。</p> <p>(1) 評価申告書I及びIIの提出をする場合において、評価申告書IIに記載すべき課税価格の計算の基礎を評価申告書I(添付する計算書を含む。)に記載することができるとき。</p> <p>(2) 税関長が課税標準及び税額の調査のため、その提出がなくても支障がないと認めるとき(例えば、無償貨物であるが仕入書等の書類により課税価格の計算ができる場合)。</p> <p>(包括申告書の変更届)</p> <p>7-13 令第4条第5項(令第4条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 当該変更が包括申告書の上部枠内の欄の記載事項に係るもの(例えば、品名の一部追加若しくは抹消又は輸入者の住所若しくは名称等の変更)である場合その他当該変更の内容が簡易のものである場合には、「評価(包括)申告書記載事項の一部変更届」(C-5320)2部を当該包括申告書のあて先税關へ提出する。</p> <p>なお、関係税關のみの変更があったときは、当該変更の届出は要しないものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、関係税関のみの変更があったときは、当該変更の届出は要しないものとする。</p> <p>(2) <u>変更届の添付書類</u> 変更届の添付書類は、前記7-10に準ずる。</p> <p>(3) <u>変更届の受理及び審査</u> 変更届の受理及び審査は、前記7-11(1)及び(2)に準じて行う。</p>	
<p>(4) <u>標準処理期間</u> 変更届の標準処理期間は、前記7-11(3)に準ずる。</p> <p>(5) <u>変更届を審査未了として交付する場合の取扱い</u> 前記7-12に準ずる。</p>	<p>(2) 上記(1)以外の場合には、変更後の内容に基づく包括申告書を改めて提出するものとする。</p> <p>(3) 包括申告書に添付して提出した書類（例えば、価格表）の内容に変更が生じ、かつ、当該包括申告書の記載事項に変更のない場合においても、「評価（包括）申告書記載事項の一部変更届」に変更に係る書類を添付したものの2部（原本、交付用）を当該包括申告書のあて先税関へ提出する。</p>
<p>（事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p>7-19 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸入申告に際して行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る後記67-3-4（輸入申告書の添付書類）の添付書類を提示することにより行わせ、また、必要に応じて後記67-3-9（事前検査）により貨物確認を行った上、回答を行うものとする。</p> <p>ハ～ホ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>（事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p>7-19 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸入申告に際して行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る後記67-3-4（輸入申告書の添付書類）の添付書類を呈示することにより行わせ、また、必要に応じて後記67-3-9（事前検査）により貨物確認を行った上、回答を行うものとする。</p> <p>ハ～ホ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>（個別申告書の事前審査）</p> <p>7-20 <u>個別申告書について、当該個別申告書に係る貨物を輸入しようとする者（以下本項及び次項において「輸入者」という。）が、納税申告前にこれを提出し、その審査（以下本項及び次項において「事前審査」という。）を求める場合は、これを行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、次のいずれかに該当する個別申告書は除く。</u></p> <p>(1) 定率法第4条第1項第3号のイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p>	<p>（個別評価申告書の事前審査）</p> <p>7-20 前記7-9（評価申告書の提出の方法等）において個別申告方式により提出することとされている評価申告書（以下本項及び次項において「個別評価申告書」という。）について、当該個別評価申告書に係る貨物を輸入しようとする者（委任を受けた通関業者を含む。以下本項及び次項において「輸入者等」という。）が、納税申告前にこれを提出し、その審査（以下本項及び次項において「事前審査」という。）を求める場合は、次のいずれにも該当するときにこれを行うものとする。</p> <p>(1) <u>個別評価申告書が令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項を申告するものであるとき。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>ただし、次のいずれかに該当する個別評価申告書は除く。</p> <p>イ 定率法第4条第1項第3号《課税価格決定の原則》のイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ロ <u>後記67-4-1(輸入少額貨物の簡易通関扱い)</u>の規定による取扱いを受ける貨物に係るもの</p> <p>ハ 定率法等の関税等の減免税の規定の適用を受ける貨物に係るもの</p>
(2) <u>後記67-4-1の規定による取扱いを受ける貨物に係るもの</u>	<p>(2) <u>個別評価申告書に係る貨物が納税申告前(原則として本邦到着前)であつて、かつ、事前審査に必要と認められる書類(例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる帳票類等)の提出が可能であるとき。</u></p> <p><u>なお、前記7-10(評価申告書の提出を要しない場合)の(1)に掲げる場合であっても、輸入者等が個別評価申告書を提出し、事前審査を求めることができることに留意する。</u></p>
(3) 定率法等の関税等の減免税の規定の適用を受ける貨物に係るもの	
(4) 事前審査に必要と認められる書類(例えば、売買契約書、仕入書、加算又は控除額が確認できる帳票類等)の提出ができないもの	
なお、前記7-9(3イに掲げる場合であっても、輸入者が個別申告書を提出し、事前審査を求めることができることに留意する。	
(個別申告書の事前審査の手続等)	(個別評価申告書の事前審査の手続等)
7-21 前記7-20に規定する事前審査の手続は、次による。	7-21 前記7-20(個別評価申告書の事前審査)に規定する事前審査の手続は、次による。
(1) 事前審査に係る個別申告書の提出方法	(1) 提出書類等
輸入者は、貨物の納税申告を予定している官署(以下本項において「通関予定官署」という。)を管轄する税関に個別申告書を2部(原本、交付用)提出するものとする。	事前審査を受けようとする場合には、包括申告書に係る規定を準用して個別評価申告書の提出を行うものとする。
個別申告書のあて先欄には、当該申告書に係る貨物の納税申告を予定している官署名、申告年月日欄には納税申告の予定日を記入するとともに、当該申告書の関係税関名欄(以下「事前審査欄」という。)には事前審査である旨(例えば「事前審査」)を朱書きする。	なお、個別評価申告書のあて先欄には、当該個別評価申告書に係る貨物の納税申告を予定している官署名、申告年月日欄には納税申告の予定日を記入するとともに、当該申告書の関係税関名欄(以下「事前審査欄」という。)には事前審査である旨(例えば「事前審査」)を朱書きする。
なお、通關予定官署を経由して提出することが適當と認められる場合は、これを認めて差し支えないものとする。	
(2) 事前審査に係る個別申告書の添付書類	(2) 提出官署及び提出部数
個別申告書には、前記7-10に準ずる関係書類等を添付する。	事前審査を受けようとする個別評価申告書は、当該個別評価申告書に係る貨物の納税申告を予定している官署(以下本項において「通關予定官署」という。)を管轄する税関に2部提出するものとする。
	なお、通關予定官署を経由して提出することが適當と認められる場合は、これを認めて差し支えないものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 事前審査に係る個別申告書の受付 <u>個別申告書が提出された場合には、記載漏れがないこと、必要な書類が添付されていること等を確認して受け付ける。</u> 事前審査に係る個別申告書を受け付けたときは、当該個別申告書の事前審査欄に記された「事前審査」等の朱書きの下に受付番号及び受付年月日を付す。</p>	<p>(3) 事前審査に係る個別評価申告書の受付 事前審査に係る個別評価申告書を受け付けたときは、当該個別評価申告書の事前審査欄に記された「事前審査」等の朱書きの下に受付番号及び受付年月日を付す。 <u>なお、当該個別評価申告書に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者等に通知し、所要の補正等を求めた上で受け付けるものとする。</u> <u>おって、事前審査の過程で必要な書類が提出されない場合又は事前審査に係る個別評価申告書の提出日と納税申告の予定日とが近接している場合には、事前審査を受け付けず、又は、受付番号等を抹消した上で受付を取り消すことができる。</u></p>
<p>(4) 事前審査の処理 <u>個別申告書の事前審査は、次により行うものとする。</u> イ 事前審査に係る個別申告書を受け付けた場合には、提出された書類その他の関係書類等に基づき、法令の規定に照らして記載内容が適切であることを審査する。 ロ 記載内容が適切でないときは、輸入者に対して補正を求めるものとし、審査のために必要な書類が不足しているときは、相当の期間を定めて、当該書類を提出するよう求める。 ハ 審査を終えたときは、個別申告書の「審査」の欄に審査印（C-5000、以下同じ。）を押なつし、1部に「交付用」と記入し、交付する。</p>	<p>(4) 事前審査の処理等 事前審査に当たっては、事前審査に係る個別評価申告書の申告年月日欄に記入された納税申告の予定日までに審査を終了するよう努めるものとし、審査が終了した場合は、事前審査欄に審査印（C-5000）を押なつす。 <u>なお、事前審査の過程で、提出された個別評価申告書の内容に異動が生じている場合には、審査の終了前に輸入者等による補正が必要であることに留意する。</u> <u>おって、事前審査の終了後に、当該審査を終了した個別評価申告書の内容に異動が生じた場合には、輸入者等からの申出を受けて、当該個別評価申告書の補正を行う必要があるが、異動の内容によっては事前審査の受付を取り消すこととなるので留意する。</u></p>
<p>(5) 事前審査に係る個別申告書の返却 <u>上記(4)の審査において、次のような事情があり、審査を終了することができない場合には、個別申告書の「審査」の欄に審査印を押なつすことなく、当該申告書を輸入者に返却する。</u> イ 審査のために必要な書類が相当の期間内に提出されない場合で、申告が法令の規定に従ってなされているかどうか確認できないとき</p>	<p>(5) 通関予定官署への送付等 事前審査が終了した個別評価申告書は、原本の写しを通關予定官署に送付（納税申告予定日までに通關予定官署に到着しない場合は、ファクシミリにより送付する。）し、首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税關にあっては関税評価官。（6)ロにおいて「首席関税評価官等」という。）においては原本のうち1部を保管し、残る1部は輸入者等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 審査において、課税価格の計算に係る法令の適用等について疑義があり、輸入者による説明及び提出書類によっても当該疑義が解明されないとき</p> <p>ハ 事前審査に係る個別申告書の提出日と納税申告の予定日とが近接しているとき</p> <p>ニ 事前審査の終了前に納税申告（予備申告を含む。）が提出されるとき 当該申告書を返却する場合には、適宜の様式に個別申告書の返却となつた理由を記載し、添付する。 なお、上記(4)の事前審査の終了後に内容が変更された場合は、審査印を抹消の上、同様に個別申告書の返却として処理する。</p> <p>(6) 標準処理期間 事前審査に当たっては、個別申告書の申告年月日欄に記入された納税申告の予定日までに審査を終了するように努めるものとする。</p>	<p>に交付の上、納税申告書に添付するよう指導する。</p>
<p>(7) 通関予定官署が変更された場合の取扱い</p> <p>イ 変更後の通關予定官署が同一税關の管内である場合 輸入者等に事前審査に係る個別申告書のあて先欄の訂正を求める。</p> <p>ロ 変更後の通關予定官署が他税關の管内となる場合 輸入者等に交付済みの個別評価申告書の提出を求め、当該個別評価申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者等に返却する。 なお、輸入者等からの希望があり、かつ、納税申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該個別評価申告書の輸入者等への返却に代えて、変更後の通關予定官署を管轄する税關（首席關稅評価官等）に原本等を送付する。送付を受けた税關においては、(2)の規定による個別評価申告書の提出があったものとして、処理を行うものとする。</p> <p>おって、事前審査の過程で通關予定官署が他税關の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。</p>	<p>(6) 通關予定官署が変更された場合の取扱い</p> <p>イ 変更後の通關予定官署が同一税關の管内である場合 輸入者等に事前審査に係る個別評価申告書のあて先欄の訂正を求める。</p> <p>ロ 変更後の通關予定官署が他税關の管内となる場合 輸入者等に交付済みの個別評価申告書の提出を求め、当該個別評価申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者等に返却する。 なお、輸入者等からの希望があり、かつ、納税申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該個別評価申告書の輸入者等への返却に代えて、変更後の通關予定官署を管轄する税關（首席關稅評価官等）に原本等を送付する。送付を受けた税關においては、(2)の規定による個別評価申告書の提出があったものとして、処理を行うものとする。</p> <p>おって、事前審査の過程で通關予定官署が他税關の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。</p> <p>(7) 事前審査の終了前に納税申告が行われる場合等の取扱い</p> <p>輸入者等は事前審査の必要がなくなったとき又は事前審査の終了前に納税申告（予備申告を含む。）を行うときは、速やかに当該事前審査に係る個別評価申告書を提出した税關にその旨を連絡する。連絡を受けた税關は受付番号等を抹消の上、当該個別評価申告書を輸入者等に返却する。 なお、輸入者等が事前審査の結論に同意しない旨の意思表示を行ったときについても、同様に取り扱うものとする。</p> <p>おって、事前審査が終了していないこと等は、当該事前審査に係る貨物の輸入（納税）申告書等の受理に何らの影響を与えるものではないことに留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第6章 通関 第3節 一般輸入通關	第6章 通關 第3節 一般輸入通關
(輸入貨物の本船扱い) 67の2-3-1 令第59条の4第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。 (1)及び(2) (省略) (3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。 イ (省略) ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税關長が適當と認めたもの (イ)及び(ロ) (省略) (ハ) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（以下この項において「無税品」という。）であること。	(輸入貨物の本船扱い) 67の2-3-1 令第59条の4第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。 (1)及び(2) (同左) (3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適當と認められる貨物であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。 イ (同左) ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税關長が適當と認めたもの (イ)及び(ロ) (同左) (ハ) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（以下この項において「無税品」という。）であること。 <u>なお、当該無税品には、暫定法第8条の4第1項の規定の適用を受ける暫定法別表第3の第2欄に掲げる物品は含まれないものとする。</u>
(4) (省略)	(4) (同左)
(輸入貨物の搬入前申告扱い) 67の2-3-3 令第59条の4第1項第4号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。 (1) 関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であって、次のいずれかに該当すること。 イ (省略) (イ)及び(ロ) (省略) (ハ) <u>関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）第2条第4項の規定に基づく関税割当証明書の有効期間の満了</u>	(輸入貨物の搬入前申告扱い) 67の2-3-3 令第59条の4第1項第4号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。 (1) 関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であって、次のいずれかに該当すること。 イ (同左) (イ)及び(ロ) (同左) (ハ) <u>暫定法第8条の4の規定の適用</u> (ニ) <u>関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）第2条第4項の規定に基づく関税割当証明書の有効期間の満了</u> ロ (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略) ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ヨ) (省略) (タ) 化学物質 の審査及び製 造等の規制に 関する法律 (昭和48年法 律第117号)	(省略) (省略) 第3条《製造等の届出》 第4条《審査》 第5条《製造予定数 量等が一定の数量以 下である場合におけ る審査の特例等》 第6条《製造等の制 限》 第7条《外国におけ る製造者等に係る新 規化学物質の審査等》 第22条《輸入の許可》 輸入貿易管理令(昭 和24年政令第414 号)	(2) (同左) (他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用に ついては、次による。 (1)～(3) (省略) 別表第1 <u>イ. 輸入物品が附則第2条第4項《既存化学物質名簿》に規定する既存化学物質名簿に記載された既存化学物質の場合は、当該化学物質に係る官報告示の類別整理番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</u> <u>ロ. 輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</u> イ. 第4条第4項の規定により

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>その名称が公示された新規化学物質</p> <p>ハ. <u>第2条第8項</u>《定義等》の規定によりその名称が公示された同条第4項に規定する<u>監視化学物質</u>及び同条第5項に規定する<u>優先評価化學物質</u></p> <p>(3) 輸入物品が第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の場合には、<u>第22条</u>第1項の規定による経済産業大臣の許可書及び輸入貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認証。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、<u>同令</u>に基づく経済産業大臣の確認書</p> <p>(4) 輸入物品が第2条第3項に規定する第二種特定化学物質の場合には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）<u>第2条</u>《第二種特定化学物質》各号に掲げる<u>当該化学物質ごとの</u>号番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</p> <p>(5) 輸入物品が<u>第2条第6項</u>に規定する新規化学物質の場合</p>	<p>その名称が公示された新規化学物質</p> <p>ハ. <u>第2条第9項</u>《定義等》の規定によりその名称が公示された同条第4項に規定する<u>第一種監視化学物質</u>及び同条第5項に規定する<u>第二種監視化学物質</u></p> <p>二. <u>第2条第10項</u>の規定によりその名称が公示された同条第6項に規定する<u>第三種監視化学物質</u></p> <p>(2) 輸入物品が第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の場合には、<u>第11条</u>第1項の規定による経済産業大臣の許可書。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、<u>輸入貿易管理令</u>に基づく経済産業大臣の確認書</p> <p>(3) 輸入物品が第2条第3項に規定する第二種特定化学物質の場合には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）<u>第1条の2</u>《第二種特定化学物質》各号に掲げる<u>当該化学物質の</u>号番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</p> <p>(4) 輸入物品が<u>第2条第7項</u>に規定する新規化学物質の場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ. 第4条第1項若しくは第2項又は<u>第5条第8項</u>の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第4項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され<u>又は第2条第5項に規定する優先評価化学物質</u>に該当する旨の指定がされた後においては、<u>上記(2)</u>の規定による。</p> <p>ロ. 第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する<u>試験研究のため又は試薬として用いられる</u>場合には、その旨を記載した輸入者が作成した書面又はその写し</p> <p>ハ. 第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質<u>(中間物等新規化学物質)</u>の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の<u>確認通知書</u>の写し</p> <p>ニ. 第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質(少量</p>	<p>イ. 第4条第1項若しくは第2項又は<u>第4条の2第8項</u>の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第4項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され<u>又は同条第5項若しくは第6項の規定により当該新規化学物質が第2条第5項に規定する第二種監視化学物質</u>若しくは第6項に規定する<u>第三種監視化学物質</u>に該当する旨の指定がされた後においては、<u>上記(1)から(3)までの規定</u>による。</p> <p>ロ. 第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する<u>試験研究用又は試薬の</u>場合には、<u>試験研究用又は試薬である旨</u>輸入者が作成した書面</p> <p>ハ. 第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質<u>(中間物等)</u>の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の<u>通知書</u>の写し</p> <p>ニ. 第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質(少量</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>新規化学物質)の場合には、<u>その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</u>及び当該物質の当該年度における<u>輸入・製造に係る累積数量</u>が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面<u>又はその写し</u></p> <p>ホ. 法第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質(高分子化合物)の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</p> <p>ヘ. <u>第5条第4項の確認を受けた新規化学物質(低生産量新規化学物質)</u>の場合には、<u>その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</u>及び当該物質の当該年度における<u>輸入・製造に係る累積数量</u>が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面<u>又はその写し</u></p> <p>ト. <u>第7条第2項において準用する第4条第1項又は第2項の規定により同条第1項第2号から第5号までのいづれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済</u></p>	<p>新規化学物質)の場合には、<u>厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質輸入確認通知書の写し</u>及び当該物質の当該年度における<u>輸入の累積数量</u>が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面</p> <p>ホ. 法第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質(高分子化合物)の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の<u>通知書の写し</u></p> <p>ヘ. <u>第4条の2第4項の確認を受けた新規化学物質(低生産量新規化学物質)</u>の場合には、<u>厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質輸入確認通知書の写し</u>及び当該物質の当該年度における<u>輸入の累積数量</u>が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面</p> <p>ト. <u>第5条の2第2項において準用する第4条第1項又は第2項の規定により同条第1項第5号に該当する旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が同</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
(レ)～(ヲ) (省略)	(省略)	(省略)	産業大臣及び環境大臣の通知の写し（当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なる場合にあっては、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書）。ただし、第 7 条第 2 項において準用する第 4 条第 4 項の規定により当該新規化学物質が第 2 条第 5 項に規定する優先評価化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記(2)の規定による。	(レ)～(ヲ) (同左)	(同左)	じときには当該通知書の写し、当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なるときには当該通知書の写し及び当該届出者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書。ただし、第 4 条第 4 項の規定により当該新規化学物質が第 2 条第 5 項に規定する第二種監視化学物質若しくは第 6 項に規定する第三種監視化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記(1)から(3)までの規定による。

別表第 2 (省略)

(輸入許可前引取りの承認の基準)

73-3-2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。

特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。

(1)及び(2) (省略)

(3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合

別表第 2 (省略)

(輸入許可前引取りの承認の基準)

73-3-2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項《許可前引取を承認できない場合》に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。

特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。

(1)及び(2) (同左)

(3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 協定税率、EPA税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合 (EPA税率の適用の場合には令第61条第4項の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第28条ただし書の承認を受けた場合に限る。)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ その他法第68条第2項の規定により提出を求められた課税標準決定のための必要書類の提出が遅延する場合</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ 協定税率、EPA税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合 (EPA税率の適用の場合には令第61条第7項の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第28条ただし書の承認を受けた場合に限る。)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ その他法第68条第2項《輸入申告に際しての提出書類》の規定により提出を求められた課税標準決定のための必要書類の提出が遅延する場合</p> <p>(4) (同左)</p>
第5節 経済連携協定に係る輸入通関	第5節 経済連携協定に係る輸入通關
<p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>68-5-15 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>68-5-15 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項並びに第61条第5項及び同条第6項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(締約国原産地証明書の有効期間延長の取扱い)</p> <p>68-5-18 令第61条第5項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。</p>	<p>(締約国原産地証明書の有効期間延長の取扱い)</p> <p>68-5-18 令第61条第6項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。</p>
第7節 知的財産侵害物品（輸出）	第7節 知的財産侵害物品（輸出）
<p>(用語の定義)</p> <p>69の2~69の10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(6) (省略)</p> <p>(7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。</p> <p>(8)及び(9) (省略)</p> <p>(10) 「申立人」 輸出差止申立てをした者をいう。</p> <p>(11)~(18) (省略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>69の2~69の10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(6) (同左)</p> <p>(7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者<u>(これらの者の代理人を含む。)</u>をいう。</p> <p>(8)及び(9) (同左)</p> <p>(10) 「申立人」 輸出差止申立てをした者<u>(その代理人を含む。)</u>をいう。</p> <p>(11)~(18) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の2－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイから<u>リ</u>までの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の2－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイから<u>チ</u>までの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>(疑義貨物に対する調査等)</p> <p>69の3－1－4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物の確認による調査</p> <p>調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸出差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、分析部門等に対し、速やかにDNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>(疑義貨物に対する調査等)</p> <p>69の3－1－4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物の確認による調査</p> <p>調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸出差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、<u>関係機関</u>に対し、速やかにDNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69の3－1－5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 税関職員の立会い</p> <p>点検は、税関官署内又は保税地域内で行うものとし、<u>知的財産調査官又は知的財産担当官</u>が立ち会うものとする。</p>	<p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69の3－1－5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 税関職員の立会い</p> <p>点検は、税関官署内又は保税地域内で、<u>知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもと</u>に行うこととする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69の3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5632)により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) 本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の3-1-6（画像情報の送信）の規定に準じて取り扱うこととする。</p> <p>ニ 任意放棄</p> <p>輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」及び「輸出取りやめ届出書」の提出を求め、輸出者が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。</p> <p>ホ 国内引取り</p> <p>輸出者等が疑義貨物の国内への引き取りを申し出た場合は、「輸出取りやめ届出書」及び権利者の同意書を提出させたうえで、当該疑義貨物の国内への引取りを認めるとともに、認定手続を取りやめる。</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べら</p>	<p>(輸出者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69の3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5632)により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>ニ 任意放棄</p> <p>輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」及び「輸出取りやめ届出書」の提出を求め、輸出者が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。</p> <p>ホ 国内引取り</p> <p>輸出者等が疑義貨物の国内への引き取りを申し出た場合は、「輸出取りやめ届出書」及び権利者の同意書を提出させたうえで、当該疑義貨物の国内への引取りを認めるとともに、認定手続を取りやめる。</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) <u>本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の3-1-6の規定に準じて取り扱うこととする。</u></p> <p>ニ及びホ (省略) (4)～(6) (省略)</p> <p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)</p> <p>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (省略)</p> <p>イ 特許権又は実用新案権</p> <p>(イ) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下この節及び次節において「弁護士等」という。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① (省略)</p> <p>② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な特徴（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）</p> <p>③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的な特徴を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由</p> <p>④ (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p>	<p>物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>ニ及びホ (同左) (4)～(6) (同左)</p> <p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)</p> <p>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (同左)</p> <p>イ 特許権又は実用新案権</p> <p>(イ) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下「弁護士等」という。以下同じ。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① (同左)</p> <p>② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な特徴を特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）して記載した書類</p> <p>③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的な特徴を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類</p> <p>④ (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 (省略)</p> <p>ハ 商標権 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① (省略)</p> <p>② 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であることを明らかにする資料</p> <p>③ 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であることを明らかにする資料</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ 育成者権 侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (省略) なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省生産局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>ヘ (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(その他の資料)</p> <p>69の4-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判</p>	<p>口 (同左)</p> <p>ハ 商標権 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（<u>②及び③については、</u>当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① (同左)</p> <p>② 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一でない場合は、類似する商標であることを明らかにする資料</p> <p>③ 侵害すると認める物品が指定商品と同一でない場合は、類似する商品であることを明らかにする資料</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ホ 育成者権 侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (同左) なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>ヘ (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(その他の資料)</p> <p>69の4-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、<u>輸出差止めを実施する</u>ために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定書の写し ②及び③ (省略) ④ 輸出差止申立てに係る<u>知的財産</u>の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 ⑤ (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① (省略) ② 「<u>知的財産の内容</u>」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。 イ 著作権 著作物の種類及びその内容 (<u>映画の著作物及びそのタイトル等</u>) ロ及びハ (省略) ③～⑥ (省略) (2)～(5) (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69の4-7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、<u>輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第3章において準用する第1章の12の規定によるものとする。</u> (2) (省略) (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際し</p>	<p>についての特許庁の判定書の写し ②及び③ (同左) ④ 輸出差止申立てに係る<u>権利</u>の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 ⑤ (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① (同左) ② 「<u>知的財産の内容</u>」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。 イ 著作権 著作物の種類及びその内容 (<u>漫画・絵画又は映画のタイトル等</u>) ロ及びハ (同左) ③～⑥ (同左) (2)～(5) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69の4-7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、<u>輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第3章において準用する第1章の12の規定によるものとする。</u> (2) (同左) (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、申立人に対して下記①から③の事項を通知するものとする。</p> <p>①及び② (省略)</p> <p>③ 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、<u>直ちに</u>後記69の4-11の(2)による輸出差止申立ての<u>取下げ</u>を行うこと</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理した場合は、その内容を輸出差止申立情報として各税関官署に周知する。</p>	<p>て、申立人に対して下記①から③の事項を通知するものとする。</p> <p>①及び② (同左)</p> <p>③ 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、<u>速やかに</u>後記69の4-11の(2)による輸出差止申立ての<u>撤回</u>を行うこと</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理した場合は、その内容を輸出差止申立情報として<u>登録し</u>、各税関官署に周知する。</p>
<p>(輸出差止申立ての更新)</p> <p>69の4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、<u>更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。</u>なお、保護対象商品等表示等について、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(5)及び(6) (省略)</p>	<p>(輸出差止申立ての更新)</p> <p>69の4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、<u>更新書のみの提出を求める」とし、添付資料等の提出は求めないものとする。</u>なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となると思料する場合には、<u>その旨</u>を申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(5)及び(6) (同左)</p>
<p>(輸出差止申立ての内容変更)</p> <p>69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか</p>	<p>(輸出差止申立ての内容変更)</p> <p>69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>否かを申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての受理の撤回等)</p> <p>69の4-11 輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての<u>取下げ</u>の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出差止申立ての<u>取下げ</u></p> <p>申立人から輸出差止申立ての有効期間内に申立先税關に対して、書面（任意の様式）により当該輸出差止申立ての<u>取下げ</u>の申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨を通報する。</p> <p>(注) 輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなつたことが判明した場合には、当該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、<u>取下げ</u>をしようようとするとともに、本省及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關に通報することとする。</p> <p>(輸出差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の6-1 法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 供託の期限</p> <p>法第69条の6第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5670)の<u>日付</u>の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の<u>日付</u>の日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(2)～(9) (省略)</p>	<p>思料する場合は、その旨を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての受理の撤回等)</p> <p>69の4-11 輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての<u>撤回</u>の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸出差止申立ての<u>撤回</u></p> <p>申立人から輸出差止申立ての有効期間内に申立先税關に対して、書面（任意の様式）により当該輸出差止申立ての<u>撤回</u>の申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨を通報する。</p> <p>(注) 輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなつたことが判明した場合には、当該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、<u>撤回</u>をしようようとするとともに、本省及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關に通報することとする。</p> <p>(輸出差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の6-1 法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手續は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 供託の期限</p> <p>法第69条の6第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5670)の<u>日付け</u>の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の<u>日付け</u>の日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(通関解放金)</p> <p>69の10-2 法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 法第69条の10第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5766)の<u>日付</u>の日の翌日から起算して10日以内とする。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i 法第69条の10第3項に規定する「金銭」については、前記9の4-1の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>ii 法第69条の10第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の6-1の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の6-3及び9の6-4の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (省略)</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第69条の10第6項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</p>	<p>(通關解放金)</p> <p>69の10-2 法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手續は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 法第69条の10第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通關解放金供託命令書」(C-5766)の<u>日付け</u>の日の翌日から起算して10日以内とする。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i 法第69条の10第3項に規定する「金銭」については、前記9の4-1<u>（関税の納付に関する用語の意義）</u>の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>ii 法第69条の10第4項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の6-1<u>（関税の担保の種類）</u>の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の6-3<u>（国債及び地方債の価額）</u>及び9の6-4<u>（社債等の担保金額）</u>の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (同左)</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第69条の10第6項((供託に代わる契約))の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(口) (省略) (3)～(8) (省略)	(口) (同左) (3)～(8) (同左)
第8節 知的財産侵害物品（輸入）	第8節 知的財産侵害物品（輸入）
(用語の定義) 69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(6) (省略) (7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。 (8)及び(9) (省略) (10) 「申立人」 輸入差止申立てをした者をいう。 (11)及び(12) (省略) (13) 「情報提供者」 輸入差止情報提供をした者をいう。 (14)～(21) (省略)	(用語の定義) 69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(6) (同左) (7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者 <u>（これらの者の代理人を含む。）</u> をいう。 (8)及び(9) (同左) (10) 「申立人」 輸入差止申立てをした者 <u>（その代理人を含む。）</u> をいう。 (11)及び(12) (同左) (13) 「情報提供者」 輸入差止情報提供をした者 <u>（その代理人を含む。）</u> をいう。 (14)～(21) (同左)
(知的財産調査官等の事務) 69の11－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) (省略) (2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからルまでの事務について、全国の税關における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。 なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。 (3) (省略)	(知的財産調査官等の事務) 69の11－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) (同左) (2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからヌまでの事務について、全国の税關における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。 なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。 (3) (同左)
(知的財産の侵害とはならない物品) 69の11－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 (1) <u>下記(2)以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの</u> (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸	(知的財産の侵害とはならない物品) 69の11－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 (1) 業として輸入されるものでないもの

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>入されるものでないもの</u></p> <p>(注) 上記(1)における「業として」又は上記(2)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(商標権等に係る並行輸入品の取扱い)</p> <p>69 の 11-7</p> <p>(1) 商標権に係る並行輸入品の取扱い</p> <p>商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の物品につき、その登録商標と同一の商標を付したもの輸入する行為であっても、次の全てを満たす場合の当該物品は、商標権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。</p> <p>イ 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものである場合</p> <p>ロ 当該外国における商標権者と我が国の商標権者が同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視しうるような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合</p> <p>ハ 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該物品の品質管理を行いうる立場にあり、当該物品と我が国の商標権者が登録商標を付した物品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(通過貨物の取扱い)</p> <p>69 の 11-8 輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であって、法第 30 条第 2 項又は法第 65 条の<u>3</u>に規定するもの（以下この節において「通過貨物」</p>	<p>(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(商標権等に係る並行輸入品の取扱い)</p> <p>69 の 11-7</p> <p>(1) 商標権に係る並行輸入品の取扱い</p> <p>商標権に係る商標と同一の標章を付した物品がその商標権者又は当該物品を輸入する権利を有する者によって輸入される場合において、当該物品が当該標章を適法に付されて拡布されたものであって、当該標章を適法に付して拡布した者と我が国の商標権者が同一人である場合又は同一人と同視できるような特殊な関係がある場合には、当該物品は当該商標権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。</p> <p>ただし、当該拡布された物品に付された標章及び我が国の商標権者に係る標章が、それぞれ別個の出所を表示し又は別個の品質を保証するものである場合その他それぞれの標章の使用が独自のものとして評価される場合における当該物品を除くものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(通過貨物の取扱い)</p> <p>69 の 11-8 輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であって、法第 30 条第 2 項又は法第 65 条の<u>2</u>に規定するもの（以下この節において「通過貨物」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>という。) のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。) の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69の12-1-4</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物の確認による調査</p> <p>調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸入差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品の確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸入差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行なうほか、必要に応じて、<u>分析部門等</u>に対し、速やかにDNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>（疑義貨物の点検等）</p> <p>69の12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 税関職員の立会い</p> <p>点検は、税関官署内又は保税地域内で<u>行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。</u></p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>（イ）輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「<u>疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書</u>」（C-5832）により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定</p>	<p>という。) のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。) の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69の12-1-4</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物の確認による調査</p> <p>調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸入差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品の確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸入差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行なうほか、必要に応じて、<u>関係機関</u>に対し、速やかにDNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>（疑義貨物の点検等）</p> <p>69の12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 税関職員の立会い</p> <p>点検は、税関官署内又は保税地域内で、<u>知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</u></p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「<u>疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書</u>」（C-5832）により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ロ) <u>本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の12-1-6(画像情報の送信)の規定に準じて取り扱うこととする。</u></p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ及びロ (省略) ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) <u>輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物(侵害物品)修正に係る意見照会書」により5日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p>(ロ) <u>本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の12-1-6の規定に準じて取り扱うこととする。</u></p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての審査期間)</p> <p>69の13-1 申立先税関(輸入差止申立てを受け付けた税関をいう。以下の節において同じ。)の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、<u>輸入差止申立ての受付の日の翌日から起算して1月以内に輸入差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。</u></p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p>	<p>を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ及びロ (同左) ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物(侵害物品)修正に係る意見照会書」により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての審査期間)</p> <p>69の13-1 申立先税関(輸入差止申立てを受け付けた税関をいう。以下の節において同じ。)の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、<u>輸入差止申立ての受付の日の翌日から起算して1月以内に輸入差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。</u></p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (省略) イ 特許権又は実用新案権 (i) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） ① (省略) ② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な特徴（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。） ③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的な特徴を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由 ④ (省略) (ロ) (省略) (ハ) <u>侵害すると認める物品が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、特許権については前記69の11-7(2)に該当しない理由、実用新案権については前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。</u> ロ 意匠権 (イ) 侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） ①～③ (省略)</p>	<p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (同左) イ 特許権又は実用新案権 (i) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） ① (同左) ② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な特徴（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）<u>して記載した書類</u> ③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的な特徴を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由<u>について構成要件ごとに対比した書類</u> ④ (同左) (ロ) (同左)</p> <p>ロ 意匠権 侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） ①～③ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) 侵害すると認める物品が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。</p> <p>ハ 商標権 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であることを明らかにする資料 ③ 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であることを明らかにする資料 <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>ヘ 育成者権 侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び② (省略) <p>ト (省略) (3)～(5) (省略)</p> <p>(その他の資料)</p> <p>69の13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場</p>	<p>ハ 商標権 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（②及び③については、当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (同左) ② 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一でない場合は、類似する商標であることを明らかにする資料 ③ 侵害すると認める物品が指定商品と同一でない場合は、類似する商品であることを明らかにする資料 <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>ヘ 育成者権 侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び② (同左) <p>ト (同左) (3)～(5) (同左)</p> <p>(その他の資料)</p> <p>69の13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認め</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し ②及び③ (省略) ④ 輸入差止申立てに係る<u>知的財産</u>の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 ⑤及び⑥ (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① (省略) ② 「<u>知的財産</u>の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない<u>知的財産</u>については、次の内容を表示する。 イ 著作権 著作物の種類及びその内容 (<u>映画の著作物及びそのタイトル等</u>) ロ及びハ (省略) ③～⑥ (省略) (2)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69の13-7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1)及び(2) (省略) (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記①から③の事項を通知するものとする。 ①及び② (省略)</p>	<p>る場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は<u>権利の効力についての特許庁の判定書</u>の写し ②及び③ (同左) ④ 輸入差止申立てに係る<u>権利</u>の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 ⑤及び⑥ (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① (同左) ② 「<u>知的財産</u>の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない<u>知的財産</u>については、次の内容を表示する。 イ 著作権 著作物の種類及びその内容 (<u>漫画・絵画又は映画のタイトル等</u>) ロ及びハ (同左) ③～⑥ (同左) (2)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69の13-7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1)及び(2) (同左) (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記①から③の事項を通知するものとする。 ①及び② (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>③ 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、<u>直ちに</u>後記69の13-11の(2)による輸入差止申立ての<u>取下げ</u>を行うこと</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 申立先税關の本關知的財產調査官は、輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として各税關官署に周知する。</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69の13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、<u>更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求める</u>、<u>その他の添付資料等の提出は求めないものとする</u>。なお、保護対象商品等表示等について、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財產調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となる<u>か否か</u>を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めるものとなるので、留意する。</p> <p>(5)及び(6) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての内容変更)</p> <p>69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財產調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となる<u>か否か</u>を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについて</p>	<p>③ 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、<u>速やかに</u>、後記69の13-11の(2)による輸入差止申立ての<u>撤回</u>を行うこと</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 申立先税關の本關知的財產調査官は、輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として<u>登録し</u>、各税關官署に周知する。</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69の13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、<u>更新書（原本）のみの提出を求める</u>こととし、<u>添付資料等の提出は求めないものとする</u>。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財產調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となる<u>と思料する場合</u>には、<u>その旨</u>を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めるものとなるので、留意する。</p> <p>(5)及び(6) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての内容変更)</p> <p>69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財產調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となる<u>と思料する場合</u>は、<u>その旨</u>を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理の撤回等)</p> <p>69の13-11 輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての<u>取下げ</u>の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての取下げ</p> <p>申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税關に対して、書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての<u>取下げ</u>の申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨を通報する。</p> <p>(注) 輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、<u>取下げ</u>をしようするとともに、本省及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關に通報することとする。</p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い)</p> <p>69の13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手續</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ その他の資料</p> <p>情報提供先税關の本關知的財產調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税關に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>① 輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵</p>	<p>なるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理の撤回等)</p> <p>69の13-11 輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての<u>撤回</u>の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての<u>撤回</u></p> <p>申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税關に対して、書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての<u>撤回</u>の申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨を通報する。</p> <p>(注) 輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、<u>撤回</u>をしようするとともに、本省及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關に通報することとする。</p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い)</p> <p>69の13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手續</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ その他の資料</p> <p>情報提供先税關の本關知的財產調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税關に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>① 輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し ②～④ (省略) (3)～(6) (省略) (輸入差止申立てに係る供託等) 69の15－1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1) 供託命令 イ (省略) ロ 供託の期限 法第69条の15第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5870)の <u>日付</u> の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の <u>日付</u> の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。 ハ及びニ (省略) (2)～(9) (省略) (特許庁長官意見照会請求の手続) 69の17－1 (1) (省略) (2) 令第62条の27に規定する「具体的な態様を明らかにする資料」について は、前記69の13－3の(2)のイの(1)の②又は同項の(2)のロの(1)の②と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることがある。この場合において、前記69の16－5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることがある。なお、法第69条の17第9項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16－5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることがある。それ以外においては法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。	害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は <u>権利の効力についての特許庁の判定書の写し</u> ②～④ (同左) (3)～(6) (同左) (輸入差止申立てに係る供託等) 69の15－1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手續は、次による。 (1) 供託命令 イ (同左) ロ 供託の期限 法第69条の15第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5870)の <u>日付け</u> の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の <u>日付け</u> の日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。 ハ及びニ (同左) (2)～(9) (同左) (特許庁長官意見照会請求の手続) 69の17－1 (1) (同左) (2) 令第62条の27に規定する「具体的な態様を明らかにする資料」について は、前記69の13－3の(2)のイの(1)の②又は同項の(2)のロの(1)の②と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることがある。この場合において、前記69の16－5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税關に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることがある。なお、法第69条の17第9項の規定により税關長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16－5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることがとし、それ以外においては法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特許庁長官意見照会手続) 69の17-2 (1)及び(2) (省略) (3) 令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的な状況の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的な状況を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記69の13-3の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの<u>(イ)</u>の②と同等のものとする。 (4)～(10) (省略)</p> <p>(通関解放金) 69の20-2 法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 (1) 供託命令 イ 法第69条の20第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5966)の<u>目付</u>の日の翌日から起算して10日以内とする。 ロ 及びハ (省略) (2)及び(3) (省略) (4) 供託された金銭等の還付 イ (省略) ロ 輸入者等からの意見聴取 収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を<u>聴取する</u>ものとする。 ハ (省略) (5)～(8) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雜則</p> <p>(指定者の取扱い) 100-6 手数料令第2条第1項第1号に規定する「指定者」の取扱いは次による。 (1)～(2) (省略)</p>	<p>(特許庁長官意見照会手続) 69の17-2 (1)及び(2) (同左) (3) 令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的な状況の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的な状況を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記69の13-3の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの②と同等のものとする。 (4)～(10) (同左)</p> <p>(通關解放金) 69の20-2 法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手續は、次による。 (1) 供託命令 イ 法第69条の20第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通關解放金供託命令書」(C-5966)の<u>目付け</u>の日の翌日から起算して10日以内とする。 ロ 及びハ (同左) (2)及び(3) (同左) (4) 供託された金銭等の還付 イ (同左) ロ 輸入者等からの意見聴取 収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を<u>聴取する</u>のとする。 ハ (同左) (5)～(8) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雜則</p> <p>(指定者の取扱い) 100-6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」の取扱いは次による。 (1)～(2) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																				
(併設蔵置場の許可手数料の取扱い)	(併設蔵置場の許可手数料の取扱い)																																				
100-8 保税蔵置場の一部について法第56条第3項の規定の適用を受ける場合の許可手数料については、既設蔵置場（併設蔵置場部分を除く。）の面積に応する手数料の額に併設蔵置場部分の面積に応する手数料の額を加算した額とするが、その額が全体を一般の保税蔵置場とした場合の面積に応する手数料の額を超える場合には、少ない方の額を許可手数料とする。	100-8 保税蔵置場の一部について法第56条第3項《保税蔵置場の許可を併せて受ける場合》の規定の適用を受ける場合の許可手数料については、既設蔵置場（併設蔵置場部分を除く。）の面積に応する手数料の額に併設蔵置場部分の面積に応する手数料の額を加算した額とするが、その額が全体を一般の保税蔵置場とした場合の面積に応する手数料の額を超える場合には、少ない方の額を許可手数料とする。																																				
(例示)	(例示)																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(イ) 既設蔵置場</td> <td style="width: 15%;">2,000 m²</td> <td style="width: 15%;">21,800 円</td> </tr> <tr> <td>併設蔵置場</td> <td>13,000 m²</td> <td><u>16,400 円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000 m²</td> <td>38,200 円 (納付すべき額) └ (42,100 円)</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 既設蔵置場</td> <td>10,000 m²</td> <td>32,800 円</td> </tr> <tr> <td>併設蔵置場</td> <td>5,000 m²</td> <td>13,650 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000 m²</td> <td>(46,450 円) └ 42,100 円 (納付すべき額)</td> </tr> </table>	(イ) 既設蔵置場	2,000 m ²	21,800 円	併設蔵置場	13,000 m ²	<u>16,400 円</u>		15,000 m ²	38,200 円 (納付すべき額) └ (42,100 円)	(ロ) 既設蔵置場	10,000 m ²	32,800 円	併設蔵置場	5,000 m ²	13,650 円		15,000 m ²	(46,450 円) └ 42,100 円 (納付すべき額)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(イ) 既設蔵置場</td> <td style="width: 15%;">2,000 m²</td> <td style="width: 15%;">40,800 円</td> </tr> <tr> <td>併設蔵置場</td> <td>13,000 m²</td> <td><u>30,600 円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000 m²</td> <td>71,400 円 (納付すべき額) └ (78,500 円)</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 既設蔵置場</td> <td>10,000 m²</td> <td>61,200 円</td> </tr> <tr> <td>併設蔵置場</td> <td>5,000 m²</td> <td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000 m²</td> <td>(86,700 円) └ 78,500 円 (納付すべき額)</td> </tr> </table>	(イ) 既設蔵置場	2,000 m ²	40,800 円	併設蔵置場	13,000 m ²	<u>30,600 円</u>		15,000 m ²	71,400 円 (納付すべき額) └ (78,500 円)	(ロ) 既設蔵置場	10,000 m ²	61,200 円	併設蔵置場	5,000 m ²	25,500 円		15,000 m ²	(86,700 円) └ 78,500 円 (納付すべき額)
(イ) 既設蔵置場	2,000 m ²	21,800 円																																			
併設蔵置場	13,000 m ²	<u>16,400 円</u>																																			
	15,000 m ²	38,200 円 (納付すべき額) └ (42,100 円)																																			
(ロ) 既設蔵置場	10,000 m ²	32,800 円																																			
併設蔵置場	5,000 m ²	13,650 円																																			
	15,000 m ²	(46,450 円) └ 42,100 円 (納付すべき額)																																			
(イ) 既設蔵置場	2,000 m ²	40,800 円																																			
併設蔵置場	13,000 m ²	<u>30,600 円</u>																																			
	15,000 m ²	71,400 円 (納付すべき額) └ (78,500 円)																																			
(ロ) 既設蔵置場	10,000 m ²	61,200 円																																			
併設蔵置場	5,000 m ²	25,500 円																																			
	15,000 m ²	(86,700 円) └ 78,500 円 (納付すべき額)																																			
(災害による保税地域の許可手数料等の還付又は軽減額の算定方法)	(災害による保税地域の許可手数料等の還付又は軽減額の算定方法)																																				
102の2-9 法第102条の2第5項の規定により保税地域の許可手数料等の還付又は軽減する額の算定方法は、次による。	102の2-9 法第102条の2第5項《災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除》の規定により保税地域の許可手数料等の還付又は軽減する額の算定方法は、次による。																																				
(1) (省略)	(1) (同左)																																				
(2) 上記(1)の「基準面積」については、還付額を計算する場合と軽減額を計算する場合とでは、取扱いが異なるので留意する。 イ 手数料令第13条の4第2項第3号に規定する還付額を計算する場合の「基準面積」申請日の現況によるものでなく、納付済となっている月分以降の当該施設の手数料の算定の基礎となった延べ面積をいう。	(2) 上記(1)の「基準面積」については、還付額を計算する場合と軽減額を計算する場合とでは、取扱いが異なるので留意する。 イ 手数料令第13条の4第2項《災害による保税地域の許可手数料等の還付》第3号に規定する還付額を計算する場合の「基準面積」申請日の現況によるものでなく、納付済となっている月分以降の当該施設の手数料の算定の基礎となった延べ面積をいう。																																				
口 手数料令第13条の4第5項第2号に規定する軽減額を計算する場合の「基準面積」申請日における当該軽減を受けようとする月分の納付すべき手数料の算定の基礎となった延べ面積をいう。	口 手数料令第13条の4第5項《災害による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除》第2号に規定する軽減額を計算する場合の「基準面積」申請日における当該軽減を受けようとする月分の納付すべき手数料の算定の基礎となった延べ面積をいう。																																				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(3) (省略)	(3) (同左)
(4) 計算例	(4) 計算例
イ 一部還付額の計算例	イ 一部還付額の計算例
基準面積	基準面積
損傷面積（申請日の現況による）	損傷面積（申請日の現況による）
業務遂行可能面積	業務遂行可能面積
納付した手数料額月額	納付した手数料額月額
業務遂行可能面積に基づく手数料額	業務遂行可能面積に基づく手数料額
平成X年Y月分（日割による）還付額	平成X年Y月分（日割による）還付額
平成X年Z月分還付額	平成X年Z月分還付額
還付額	還付額
(注) 日割の計算式： <u>4,200円／30日×(30-10)日=2,800円</u> (端数処理は、「国債権債務等の金額の端数処理に関する法律」による。)	(注) 日割の計算式： <u>10,200円／30日×(30-10)日=6,800円</u> (端数処理は、「国債権債務等の金額の端数処理に関する法律」による。)
□ 軽減額の計算例	□ 軽減額の計算例
基準面積	基準面積
損傷面積（申請日の現況による）	損傷面積（申請日の現況による）
業務遂行可能面積	業務遂行可能面積
納付すべき手数料額月額	納付すべき手数料額月額
業務遂行可能面積に基づく手数料額	業務遂行可能面積に基づく手数料額
軽減額	軽減額